

令和2年7月2日
全学内部質保証委員会決定
令和3年5月19日
全学教育内部質保証委員会一部改正
令和4年9月1日
全学教育内部質保証委員会一部改正

人文社会科学研究所臨床人間科学専攻 教育の質保証ガイドライン

人文社会科学研究所臨床人間科学専攻では、当該専攻での教育プログラムに基づいて修得した知識、技能及び態度等の評価を以下のとおり行います。また、教育プログラムの内容、及び授業の方法が適切に実行されているかを以下のとおり検証します。

1. 評価の内容と方法

臨床人間科学専攻では、実践的に活動できる高度専門職業人を養成するという観点から、臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて幅広い教養を身につけると同時に、高度な調査・研究の能力、援助実践の専門的な技能を修得することに力点を置いています。

(内容)

講義、演習、実習などの授業の種類別は、相対的なものであり、講義科目の中に演習的な要素が含まれたり、実習科目の中に講義的な要素が含まれる場合もあります。そのため、評価にあたっては、講義科目、演習科目、実習科目のいずれにおいても、専門的知識、臨床的技法、実証的研究能力、倫理的課題、多様性への配慮、論理的思考と表現力の各項目について評価します。ただし、科目ごとに主な評価対象は異なります。修士論文では、多様な文化・社会構造、倫理や法・制度を踏まえ、社会的問題解決に寄与する実践的研究を遂行する能力を評価します。

(方法)

講義、演習、実習などの授業の種類別は、相対的なものであり、講義科目の中に演習的な要素が含まれたり、実習科目の中に講義的な要素が含まれる場合もあります。また、同じ成績評価項目でも、たとえば講義科目で扱われる論理的思考と表現力については主にその論理的思考の側面を、実習科目で扱われる論理

的思考と表現力については主に表現力の側面を評価することになります。そのため、評価の方法は、筆記試験や課題レポート、実習レポート、発表レジュメ、報告・討論内容、課題への取り組み、口頭試問、実技の評価等、授業毎に個別の具体的な教育目標と授業展開の様式に沿った方法で行われます。

なお、修士論文については、人文社会科学研究科修士論文審査基準に基づいて、(1)テーマの学術的意義や実践的・社会的意義、(2)先行研究等のサーベイ、(3)適切な研究方法による分析・考察、(4)研究論文の作法の順守、(5)独自性の観点から論文審査と口述試験を行い評価します。

2. 評価の基準

筆記試験のみで成績評価を行う場合は、試験の点数を達成度とします。それ以外の場合は、科目毎に定めた達成度評価のための評価基準を用いて評価します。評価基準については原則として事前に受講生に公表します。

科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」「不可」で表記され、「秀」「優」「良」「可」を合格とし、履修単位として認めます(各表記に対応する評点は、秀:100~90点、優:90点未満~80点、良:80点未満~70点、可:70点未満~60点、不可:60点未満です)。「不可」となった科目については不合格とします。

科目によっては、「合」及び「否」で表記する場合があります、「合」を合格とし、「否」を不合格とします。

また、成績の評点は「 $GP(\text{各科目のグレードポイント}) = (\text{評点} - 55) \div 10$ 」(ただし、0.5未満の場合は0.0とする。4.5点満点)に換算し「 $GPA = \Sigma(GP \times \text{当該科目の単位数}) \div \text{履修総単位数}$ 」を算出して学生に提示します。

なお、成績評価が「合」「否」「認定」の科目はGP算定の対象としません。また、カリキュラム上の卒業要件科目でない科目もGP算定の対象としません。修士論文の評価は、前記評価の方法の(1)~(5)についてそれぞれ「A:優れている」「B:良好である」「C:一定の水準に達している」「D:水準に達していない」で評価し、すべてがC評価以上であるものについて合格とします。

3. 教育プログラムの点検と評価

人文社会科学研究科の臨床人間科学専攻の教育プログラムについての点検と評価を実施する人文社会科学研究科内部質保証・教育企画委員会を設置します。当該委員会は、(1)全学教育内部質保証委員会委員・副学部長、(2)全学教育内部質保証委員会委員・学務副委員長、(3)FD委員長、(4)授業改善実施委員で構成され、(5)研究科長・学部長並びに(6)副学部長がオブザーバーとして参加します。教育プログラムの点検と評価として年に一度、別に定める「検証の手続きについての申し合わせ」に従い、IR調査の結果等の分析による点検、その点検結果に

基づく評価を実施し、教育内容及び教育方法の改善案を作成し改善を実施します。また、その点検・評価の実施状況については、全学教育内部質保証委員会に報告を行い、教育内容及び教育方法の改善のPDCAサイクルの確認等を行います。